

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月27日
【届出者の氏名又は名称】	スキャンポファーマ合同会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号
【電話番号】	06-6343-9181
【事務連絡者氏名】	職務執行者 井上 雅勝
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	スキャンポファーマ合同会社 (大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、スキャンポファーマ合同会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アールテック・ウエノをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が実現することをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者若しくはその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

- (注13) 各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則第14e－5条(b)(12)項の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社アールテック・ウエノ

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

- ① 平成18年2月17日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- ② 平成18年6月29日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ③ 平成23年6月24日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年8月11日から平成53年8月10日までとされているもの。以下「第5回新株予約権」といいます。）
- ④ 平成23年6月24日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年8月11日から平成28年8月10日までとされているもの。以下「第6回新株予約権」といいます。）
- ⑤ 平成24年7月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- ⑥ 平成24年6月22日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
- ⑦ 平成25年7月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
- ⑧ 平成25年6月25日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）
- ⑨ 平成26年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）
- ⑩ 平成26年6月24日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）
- ⑪ 平成27年6月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）
- ⑫ 平成27年6月23日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の創業者である上野隆司氏（以下「上野氏」といいます。）及び久能祐子氏（以下「久能氏」といいます。）が、一般用医薬品の研究・開発を行う目的で平成14年9月に設立した会社であり、平成18年5月に、Sucampo Pharmaceuticals, Inc.（以下「SPI」といいます。）がその発行済株式の全部を取得し、平成23年6月に、SPIの完全子会社であるSucampo AGがその発行済株式の全部を取得しております。その後、公開買付者は、平成26年12月に株式会社から合同会社に組織変更しており、本書提出日現在、Sucampo AGがその持分の全てを所有しております。

SPI及びその企業グループ（米国企業であるSucampo Pharma Americas LLC及びSucampo LLC、英国企業であるSucampo Pharma Europe Ltd.、スイス国企業であるSucampo AG及びSucampo Acquisitions GmbH、並びに、日本企業である公開買付者（いずれの会社もSPIの完全子会社です。）から成る企業グループを指し、以下、総称して「スキャンポ」といいます。）は、胃腸疾患、眼疾患及び腫瘍による炎症性疾患治療のための一般用医薬品の革新的な研究及び開発に注力するグローバルなバイオ医薬品会社です。SPIは、平成8年12月に米国デラウェア州で設立され、本書提出日現在、米国のNASDAQに上場しています。本書提出日現在、対象者の創業者である上野氏及び久能氏（なお、久能氏が米国Securities And Exchange Commissionに対して平成26年12月31日付で提出済みのSchedule 13G/Aによれば、上野氏及び久能氏は婚姻関係にあります。）が信託受益権を通じてその持分（議決権の行使権限を含みます。）の全てを保有するS&R Technology Holdings, LLC（以下「S&R Technology」といいます。なお、上野氏及び久能氏が保有する当該受益権の割合は1対1です。）は、SPIの議決権付株式の44.4%を所有しております（なお、上野氏及び久能氏は、平成27年3月に、それぞれが直接所有していたSPIの議決権付株式の全てを売出しにより売却したため、本書提出日現在、上野氏及び久能氏が所有するSPIの議決権付株式は、前記S&R Technologyを通じて間接的に所有している分のみとなります。）。また、S&R Technology（所有株式数：

3,371,900株、所有割合（注）：17.17%）は対象者の主要株主である筆頭株主であり、また上野氏（所有株式数：3,200,000株、所有割合：16.29%）及び久能氏（所有株式数：2,000,000株、所有割合：10.18%）は対象者の主要株主でもあります（上野氏、久能氏及びS&R Technologyの所有株式数の合計は8,571,900株であり、所有割合の合計は43.64%となります。）。なお、上野氏及び久能氏は、対象者の創業者として、対象者の設立以降、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数（以下に定義されます。）の過半数を直接又は間接に所有し続けていましたが、対象者の普通株式の分布状況の改善と併せて流動性の向上を目的として、S&R Technologyが平成27年4月から5月にかけて売出しを実施しました。当該売出しの直前において、上野氏は16.57%、久能氏は10.36%、S&R Technologyは33.00%の対象者の議決権（かかる議決権の割合は、平成26年9月30日現在の対象者の総株主の議決権数（193,086個）に基づくものです。）を保有しておりましたが、当該売出しの結果、S&R Technologyの保有する対象者の議決権の割合が19.48%に減少し、このことにより上野氏及び久能氏が直接又は間接に所有する株式数は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数（以下に定義されます。）の半数を下回りました。

（注） 所有割合とは、ある対象者の株主が所有する対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の数の、(i)対象者が平成27年8月12日に提出した第27期第1四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年6月30日現在の発行済株式総数（19,312,300株）に、(ii)対象者が平成27年6月24日に提出した第26期有価証券報告書（以下「対象者第26期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成27年3月31日現在の第3回新株予約権（403個）、第4回新株予約権（12個）、第5回新株予約権（200個）、第6回新株予約権（17個）、第7回新株予約権（200個）、第8回新株予約権（42個）、第9回新株予約権（9,900個）、第10回新株予約権（27個）、第11回新株予約権（140個）及び第12回新株予約権（130個）並びに対象者四半期報告書に記載された平成27年7月8日現在の第13回新株予約権（137個）及び第14回新株予約権（153個）から、平成27年6月30日までに消滅した本新株予約権（対象者によれば、平成27年6月30日までに、第12回新株予約権5個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権（第3回新株予約権403個、第4回新株予約権12個、第5回新株予約権200個、第6回新株予約権17個、第7回新株予約権200個、第8回新株予約権42個、第9回新株予約権9,900個、第10回新株予約権27個、第11回新株予約権140個、第12回新株予約権125個、第13回新株予約権137個及び第14回新株予約権153個）の目的となる対象者普通株式の数（328,600株）を加えた株式数（19,640,900株）から、(iii)対象者四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（52株）を控除した株式数（19,640,848株）（以下「対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

今般、スキャンポは、①後記に記載のとおり、SPIが、1年以上継続してその形式的基準による特別関係者である上野氏、久能氏及びS&R Technologyから対象者普通株式（所有割合の合計：43.64%）を、公開買付けによらない市場外取引により取得し、また、②公開買付者が、対象者普通株式のうち、対象者が所有する自己株式並びに上野氏、久能氏及びS&R Technologyが保有する対象者の株式を除いた対象者普通株式及び本新株予約権の全てを取得及び所有することにより、対象者を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）を行うこととしました。

公開買付者は、対象者が中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践し持続的に成長していくためには、対象者を非公開化することが最善の手段であると判断し、今般、本取引を実施するものであり、本公開買付けは、かかる本取引の一環として行われるものです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しており、応募株券等の合計が5,534,575株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数の28.18%に相当する株式数となります。当該買付予定数の下限は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数から、本公開買付けによらずにSPIが取得する予定の応募対象外株式（以下に定義します。）を控除した株式数（11,068,948株）の過半数に相当する株式数（5,534,575株。これは、公開買付者の非利害関係者が保有する対象者普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者普通株式の数に当たります。）となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。なお、当該買付予定数の下限に相当する株式及び新株予約権が応募された場合、応募対象外株式と併せて、SPI及び公開買付者は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数のうち71.82%（所有株式数：14,106,475株）を保有することとなります。

SPIは、(i)上野氏（所有株式数：3,200,000株、所有割合：16.29%）、(ii)久能氏（所有株式数：2,000,000株、所有割合：10.18%）及び(iii)S&R Technology（所有株式数：3,371,900株、所有割合：17.17%）との間で、平成27年8月26日付で「Stock Purchase Agreement」（以下「株式譲渡契約」といいます。）を締結しており、当該契約に基づき、それぞれ所有する全ての対象者普通株式（以下「応募対象外株式」といいます。所有株式数：合

計8,571,900株、所有割合：合計43.64%）について、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております（以下、上野氏、久能氏及びS&R Technologyを総称して「不応募合意株主」といいます。）。

また、株式譲渡契約において、SPIは、不応募合意株主がそれぞれ所有する全ての応募対象外株式（所有株式数：合計8,571,900株、所有割合：合計43.64%）について、本公開買付けの決済が完了することなどを条件として、本公開買付けの決済の開始日（現時点では平成27年10月20日の予定です。）付で譲り受けること（以下「応募対象外株式取得」といいます。）を合意しております。SPIが不応募合意株主から取得する応募対象外株式8,571,900株の譲渡価格は、総額12,000,660,000円であり、1株当たり1,400円となります。このように、不応募合意株主から取得する応募対象外株式の譲渡価格は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）（1,900円）よりも低い価格となります。

SPIが不応募合意株主との間で前記の株式譲渡契約を締結し、本公開買付けに応募しない旨の同意を得たのは、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② SPIにおける本取引の検討、対象者との協議」に記載のとおり、不応募合意株主はSPIの大株主でもあることから、不応募合意株主は対象者普通株式の売手であると同時に実質的な買手でもあり、対象者の買収のシナジーを買手として享受できる立場にあるため、対象者のその他の株主の利益に配慮するべく、両者の買取価格に差を設けるためです。すなわち、前記のとおり、不応募合意株主はいずれも、1年以上継続してSPIの形式的基準による特別関係者に該当することから、SPIは公開買付けによらない市場外取引により不応募合意株主の保有する対象者普通株式を取得することが可能であるため、SPIは、不応募合意株主全員から、本公開買付けに応募しない旨の同意を得た上で、前記株式譲渡契約に基づき本公開買付価格よりも低い価格でその保有する対象者普通株式の全てを市場外取引により取得することといたしました。なお、株式譲渡契約に基づくSPIによる応募対象外株式の取得について、本公開買付けの決済が完了することを条件とし、また取得日を本公開買付けの決済の開始日と同日としているのは、両者は一体の取引であり、かつSPIが本取引のための資金調達を行うJefferies Finance LLCとの協議においても、両者が同日に実行されることが前提とされているためです。

前記の株式譲渡契約の概要については、後記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、公開買付者及び対象者は、「Strategic Alliance Agreement」（以下「提携契約」といいます。）を締結しており、当該契約に基づき、対象者は公開買付者による本公開買付けに関して賛同を表明することを合意しております。なお、対象者によって公表された平成27年8月26日付「スキャンポとの業務提携契約の締結及びスキャンポファーマ合同会社による当社株式及び新株予約権に対する公開買付け等の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った対象者の意思決定の過程及び根拠」に記載の理由により、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

前記の提携契約の概要については、後記「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

SPIは、本公開買付け及び応募対象外株式取得により対象者普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを直接又は間接に取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、SPIが直接又は間接に、対象者普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得すること、及び本新株予約権の全てを取得すること（但し、公開買付者は、本公開買付けの成立及び応募対象外株式取得によりSPI及び公開買付者が所有する議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の90%以上に至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施すること。）を予定しています。

なお、本書提出日現在の対象者の役員は、対象者、公開買付者、SPI、Sucampo AG及びS&R Technologyに対する出資を予定しておりません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 対象者の課題及び本取引の意義

対象者は、平成元年9月に、医薬品の研究開発、製造販売を目的に設立されました。対象者は、現在、医師の目線で医薬品販売・開発を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社を目指しており、新規医薬品の研究開発事業、医薬品の製造・販売事業、医薬品開発支援及び受託製造サービス事業を主たる事業としております。特に、医師でもある代表取締役社長の眞島行彦氏（以下「眞島氏」といいます。）を中心に、アンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）領域、オーファンドラッグ（希少疾病医薬品）領域、アンチエイジング（生活改善薬）領域の開発に注力しております。対象者は、医薬品の製造・販売事業として、緑内障・高眼圧症治療薬である点眼薬を主力商品として製造・販売しております。さらに、対象者は、SPIとの間で独占的製造供給契約を締結することにより、ルビプロストン（ルビプロストンは、小腸の細胞

に発現するtype-2 クロライドチャンネルの局所性活性化物質です。)のソフトカプセルの開発支援及び受託製造を行っております。

一方、スキャンポは、日本、米国、スイス及び英国に拠点を置く各子会社を通じて営業を行っており、現在は、プロストン（イオンチャンネル活性化薬の一種であり、膜組織の一定のイオンチャンネルにおけるイオンの流入を活性化させる働きを有します。）として知られる胃腸疾患及び腫瘍による炎症性疾患治療のための化合物の開発に注力しています。スキャンポは現在、主に製品利用許諾権の対価、マイルストーン収入（医薬品開発に伴い、新薬候補発明企業に対して支払われる対価をいいます。）、製品売上及び臨床開発活動により収益を生み出しています。

スキャンポは、対象者と長期間にわたる良好な関係を維持してきました。具体的には、スキャンポは、対象者との間で、ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®の生産・供給、及びスキャンポが開発プログラムにおいて試験を行っている医薬品についての臨床上必要な生産・供給に関して、対象者を独占的製造会社とする旨の契約を締結しており、各地域ごとに別個の供給契約を締結しております（例えば、ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®について、平成16年10月に北米地域での販売向けの供給契約を締結し、また、平成21年2月には日本での販売向けの供給契約を締結しました。）。また、これらの独占的供給契約に基づき、対象者は、前記ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®の販売承認申請に関連するスキャンポへの支援（化学、製造及び管理に係る規制の遵守についての支援も含みます。）を行うこととされております。これらの独占的供給契約は、原則として、当該契約の対象となる地域におけるスキャンポの販売許可が有効な期間継続することとされております（なお、かかる販売許可は、米国ではSucampo Pharma Americas, LLC、英国ではSucampo Pharma Europe Ltd.、スイスではSucampo AG、また日本では公開買付者がそれぞれ保有しております。）。また、平成26年1月に、スキャンポは、ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®について、対象者との間で10年間（さらに10年間の自動更新付）の独占的な全世界（既存の契約で対象地域とされている日本、米国及びカナダを除きます。）における製造・供給契約を締結しました。この契約により、スキャンポは、世界各国におけるルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®についての対象者の事業上・臨床上の需要に応えるため、対象者に対し、ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®の独占的製造供給権を付与しております。

現在、医薬品業界におきましては、後発品の普及促進、長期収載品の薬価引き下げ等の医療費抑制政策等による、急激な変革期を迎えており、新薬開発が一層重要な課題となっております。

このような状況のもと、対象者は、製品価値の最大化に向けた販路の再構築や眼科・皮膚科領域における新薬の創出を目指し、積極的に事業活動に取り組んで参りました。

しかし、スキャンポは、対象者において事業のさらなる活性化を図り、医薬品開発における創薬環境の変化に対応した新薬開発競争・国際競争を勝ち抜くべく、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指すためには、研究開発体制の強化及び販売体制の強化・構築を実施するための施策を、より大胆かつ迅速に実施していくことが必要不可欠であると考えております。

このような対象者の課題に関して、スキャンポは、以下のとおり、本取引がスキャンポ及び対象者の双方に多大な利益をもたらすことになると考えております。

- (i) 本取引により、主としてスキャンポと対象者の売上が合算されることで、スキャンポの収益の増加が期待でき、また、スキャンポの収益性の向上、好調なキャッシュ・フローの生成及びバランス・シートの健全化が期待できます。また、親会社であるSPIの財務基盤が強化されることは、本取引後の対象者を含めたSPIの各子会社にとってもメリットとなります。
- (ii) 本取引により、スキャンポ及び対象者が消化器官疾患、眼疾患、自己免疫疾患及び炎症疾患の四大治療領域において有する開発パイプライン（新薬候補）の多様性及び深度が増し、財務・経営の両面において、これらの利用機会を最大化するより多くの資源を有することが期待できます。これらの開発パイプライン（新薬候補）については、対象者の事業戦略に従って他の企業にライセンスの実施権を提供することで、その価値をさらに増大させることが可能と考えられます。
- (iii) 本取引により、スキャンポ及び対象者の両社において、事業拡大を行う機会がさらに増加することが期待できます。スキャンポは、対象者のネットワークや日本市場における存在感の高まりを通じ、日本のバイオテクノロジー業界並びに高い評価を受けている日本の科学技術機関及び研究者に関するより多くの情報を入手できるようになることが期待できます。他方、対象者は、スキャンポが有する、重要な業務提携について見極め、交渉し、管理することに関する専門知識や技術を用いることができるようになると考えられます。これらのメリットは、スキャンポが有する企業グループの成長戦略や買収やライセンス契約の締結による企業価値向上についての戦略と整合するものです。

スキャンポは、対象者において、急激な変革期を迎えている医薬品開発における創薬環境に柔軟に対応しながら前記のような成長施策を積極的に推進し、企業価値を向上させていくにあたっては、機動的な経営体制の下で、スピーディーかつ柔軟な経営判断を行っていくことが必要であると考えております。

また、対象者は、上場会社として、資本市場からの資金調達であるエクイティ・ファイナンスの活用、知名度の向上、それに伴う優秀な従業員の確保、顧客及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受してきたものと考えております。しかしながら、対象者の現在の財務状況に鑑みると、今後上場市場を用いた

エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達を行う必要性は低く、また、対象者は長年に亘り事業活動を継続してきていることから、その知名度や信用力も既に十分備わっているものと考えております。むしろ、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用及び金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用）が、対象者の企業価値向上の足かせになる可能性も否定できません。

さらに、前記のとおり、SPI及び対象者ともに不応募合意株主が大株主であり、かつ独占的供給契約に基づく取引など、スキャンポと対象者との間では既に密接な取引関係もある中では、双方のステークホルダーにそれぞれ留意しながら事業を進めるよりも、両者が一体となった上で、より柔軟かつ抜本的な施策を行うことが双方にとって有益であると考えられます。

以上の検討を踏まえ、公開買付者は、対象者の中長期的な戦略の実行に伴い不可避免的に発生するリスクを対象者の一般株主の皆様を負って頂くことを回避し、柔軟かつ迅速に経営戦略を実行することが可能となるよう、対象者普通株式の非公開化を行うことが、株主の皆様にとって最善であり、また、対象者の企業価値の更なる向上に資すると判断するに至りました。

② SPIにおける本取引の検討、対象者との協議

前記「① 対象者の課題及び本取引の意義」の考察に基づき、スキャンポの経営陣は、対象者の買収の可能性等について慎重に検討を重ねて参りましたが、平成27年4月上旬、SPIの取締役会の監査委員会（スキャンポの関連当事者間取引を監督することなどを目的とした委員会です。）に本取引実行の承認を要求し、平成27年4月20日に、監査委員会による承認がなされるに至りました。これを受けて、平成27年4月22日に、SPIの最高経営責任者であるピーター・グリーンリーフ（Peter Greenleaf）氏は、本取引の条件案の概要を記載したレターを、対象者の代表取締役社長である眞島氏宛に送付しました。当該レターには、本公開買付価格の暫定額（1株当たり1,782円）等が記載されていました。平成27年5月22日に、SPIの経営陣幹部のうち2名－ピーター・グリーンリーフ氏及び同社の最高科学責任者であるピーター・キーナー（Peter Kiener）氏が眞島氏並びに対象者のその他の役職員と面会し、本取引に引き続き関心を寄せていることを表明するとともに、本取引の実行による相互の利益を提示しました。平成27年5月29日に、対象者は、眞島氏からグリーンリーフ氏及びキーナー氏宛のレターにおいて、本取引の検討への関心を表明し、本取引に関する指導及び助言等を行う第三者委員会の必要性を述べました。

続いて、スキャンポは、平成27年6月末から8月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、主にそれぞれの財務及び法務アドバイザーを通じて、対象者との間で多数回にわたって、本公開買付価格を含めて本取引に関して協議及び交渉を重ねました。かかる協議及び交渉においては、対象者からは、本公開買付けと同種の公開買付事例において付されたプレミアムなどを踏まえて、本公開買付価格は市場価格に対して十分なプレミアムを付した金額とすべきとの主張がなされ、これに対して、スキャンポからは、対象者の事業分析を踏まえて、前記の本公開買付価格の暫定額（1株当たり1,782円）を本公開買付価格とすべきとの主張がなされました。かかる交渉を経て、対象者は、平成27年7月17日、不応募合意株主に支払う対価と少数株主に支払う対価との間に、可能な限り差を設けるようスキャンポに提案しました。すなわち、対象者は、少数株主に対しては十分なプレミアムを付したより高い価格の支払いを行う一方、不応募合意株主に対しては、少数株主よりも低い対価を支払うことを提案しました。その理由として、対象者は、少数株主は、本取引により対象者の株主ではなくなる一方、不応募合意株主は、対象者の株主であり、かつSPIの株主であることから、本取引後もSPIの株主としてシナジーを享受できる立場にあるため、買主側の立場において、少数株主の利益に配慮する必要がある旨を主張しました。これに対して、スキャンポは、これらの提案及び主張を検討するとともに、不応募合意株主との間で、低い価格での応募対象外株式の取得についての協議・交渉を重ねました。

その後、スキャンポは、不応募合意株主が低い価格で応募対象外株式の売却について同意することを確認した後、平成27年7月31日、不応募合意株主以外の少数株主に対しては公開買付けを行う一方、不応募合意株主からは、SPIが、公開買付け外で公開買付価格より低い価格により対象者普通株式を相対取得するという新たなストラクチャーを提案しました。そして、その後の協議・交渉を踏まえ、スキャンポは、平成27年8月21日、対象者に対し、本公開買付価格を1,850円とすることを提案いたしましたが、これに対し、翌々日の同月23日に、対象者は、平成27年8月21日付の対象者普通株式の終値である1,357円に対して約40%のプレミアムを付した金額（1株当たり1,900円）を、最終的な本公開買付価格としてスキャンポに提案しました。なお、本公開買付価格は、不応募合意株主以外の少数株主に対して支払われる対象者普通株式1株当たりの対価であって、SPIが相対取得に際して不応募合意株主に対して支払う対象者普通株式1株当たりの対価は1,400円となります（本公開買付価格は、不応募合意株主に対して支払われる対象者普通株式1株当たりの対価より35.71%（小数点以下第三位を四捨五入。）高い価格となっております。）。

かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成27年8月26日、本公開買付価格を1,900円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った対象者の意思決定の過程及び根拠

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者はスキャンポからの提案を検討した結果、対象者とスキャンポとの一体経営を実現することによって、対象者の喫緊の課題であるグローバルな研究開発体制の確立及び第3相臨床試験までを自社で実施するための資金調達力を獲得することが可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって対象者がSPIの直接又は間接の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至り、平成27年5月29日に、スキャンポに対して、本取引に関して具体的な協議に入る用意があることを表明したとのことです。その後のスキャンポと対象者との間の協議及び交渉の経緯については、前記「② SPIにおける本取引の検討、対象者との協議」のとおりです。

対象者とスキャンポとは長年にわたる緊密な取引関係を有しておりますが、SPIが対象者を直接又は間接の完全子会社とすることにより、具体的には以下のような効果が期待され、対象者を含むスキャンポ全体の更なる企業価値向上が可能になるものと考えているとのことです。

ア) スキャンポの事業拠点の活用によるグローバルな研究開発体制の確立

SPIは米国を本社として日本、スイス及び英国にも事業拠点を有しており、海外での臨床試験や国際共同治験を実施するにはこれらの拠点を活用することが可能となり、よりスムーズに臨床試験をはじめとする研究開発をグローバルに行うことができるとのことです。またスキャンポの人的リソースの活用も可能となるとのことです。これらの拠点・リソースを活用できることは、対象者が保有している医薬品候補化合物の製品化や更なる研究開発の進展に資するものと考えているとのことです。

イ) 全身性疾患をターゲットとする研究開発への対応

スキャンポは便秘症治療薬であるルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®の開発に成功しているところ、便秘症は消化器系の疾患であることから全身性の疾患であり、対象者が保有する全身性疾患をターゲットとする医薬品の開発を進める上でスキャンポの開発ノウハウを活用することが可能となるとのことです。このことは、対象者が単独で保有するリソースだけでは成し得なかった開発成果を生む可能性を高めるとのことです。

ウ) 資金調達力の向上

SPIの現在の時価総額は約1,300億円となっており、加えて、対象者がSPIの子会社となることで対象者を含むグループ全体としての規模が拡大することにより、対象者における研究開発投資のための潜在的な資金調達力が高まり、製品の販売開始までの研究開発をよりスピーディーに行うことが可能となるとのことです。

エ) ライセンス活動について

医薬品の研究開発において、共同研究や医薬品候補化合物の導入・導出、販売協力などの協業活動は早期収益化にとって重要であると考えられるとのことです。スキャンポの人的リソースやこれまでの提携実績に至るノウハウを活用することで、これまで対象者単独では実現が難しかった、グローバルな規模でより多くの製薬企業と協業出来る可能性が向上すると考えられるとのことです。

オ) スキャンポの行う研究開発について

スキャンポの行う研究開発については、現在、製剤処方への検討や化合物の安定性試験などが対象者の受託業務となっておりますが、SPIの子会社となることで、より一体的かつ効率的に開発を進めることが可能となるとのことです。

カ) 製造原価低減のための活動について

製造原価の低減のためには、自社での製造活動のみではなく、外注委託先についてもグローバルな視点での検討が必要となりますが、その際にスキャンポの人材や、グローバル企業としての原価低減活動に関するノウハウなど、対象者が持ち得ないリソースを活用することが可能となるとのことです。

キ) ルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®の生産活動の効率化について

現在の対象者の主力製品であるルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®について、スキャンポとして製造を実施することにより、販売に関する情報をタイムリーにグループ内で共有することが可能となり、また、生産計画や在庫管理の効率性向上を期待する事ができるとのことです。

ク) 利益相反リスクについて

SPIの子会社となることで両社は一体となり、これまで両社で実施されてきた、お互いを相手方とする取引についての利益相反のリスクを検証し、正当性・妥当性を担保するための諮問機関での審議が不要となり、より迅速にビジネスを進めることが可能となるとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する前記の提案を受け、後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として平成27年7月7日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者は、平成20年の株式の上場以来、知名度の向上や、それに起因する優れた人材の確保、社会的な信用力の向上など、上場企業として様々なメリットを享受してきたとのことです。一方で、上場会社として着実に利益を出すことを経営方針とし、利益を度外視した際限のない研究開発投資は避け、一般の株主の皆様へ安定した配当を実施していくことを基本方針としてきたとのことです。この結果、研究開発投資を用途としたエクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施しないまま今日に至っているとのことです。また、株式の上場を維持するための人的資源及び事務負担並びに費用負担も継続的に発生していく中で、今後も引き続き株式の上場を維持することの意義を見出しにくくなりつつあったこと、加えて、平成26年10月10日に行った対象者プレスリリース「AMITIZA®アメリカ特許侵害訴訟の和解合意およびAMITIZA®の医薬品簡略承認申請に関する新たなパラグラフIV証明書面受領について」でも言及されている通り、遅くとも平成33年1月以降、対象者の主力製品であるAMITIZA®の後発医薬品が米国市場に投入されることが見込まれており、その影響により平成34年3月期以降は現在の利益水準の維持が困難になる将来的なリスクが顕在化しつつあるとの懸念を持っており、対象者の現状の主力製品であるAMITIZA®に代わる新たな収益基盤の確保に向けた新製品の開発が対象者の喫緊の課題であり、その実現に向けた体制をいち早く構築する事が企業価値の維持・向上のためにも不可欠であるとの認識を有しているとのことです。この点については、SPIとしても、上記和解合意を締結し、SPIの収益基盤の多様化を進めるとともに、後発医薬品への参入を目指してまいります。

かかる認識も踏まえ、対象者としては、対象者がSPIの直接又は間接の完全子会社となりスキャンポとの一体経営を行うことによって意思決定が迅速化し、対象者の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるという結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付け価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が、(i)後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているGCAサヴィアンによる対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年8月25日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における対象者普通株式の終値1,170円に対して62.39%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、「平成27年7月27日からの過去1ヶ月間の出来高加重平均値1,459円に対して30.23%、平成27年5月26日からの過去3ヶ月間の出来高加重平均値1,440円に対して31.94%、平成27年2月26日からの過去6ヶ月間の出来高加重平均値1,406円に対して35.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、完全子会社化を目指した過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)本新株予約権の価格については、いずれも平成27年8月26日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付け価格を下回っているため、各本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は、本公開買付け価格である1,900円と各本新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた金額であること、(iv)後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v)前記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのこと

です（判断過程の詳細については、後記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における第三者委員会の設置」から「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」までをご参照下さい。））。そこで平成27年8月26日開催の取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

④ 本公開買付け後の経営方針等

スキャンポは、本取引を通じた対象者の非公開化後は、スキャンポの医薬品開発の専門知識を用いて、対象者のパイプライン（新薬候補）を評価した上、当該パイプライン（新薬候補）から選択と集中を行うとともに、対象者により製造されるルビプロストンのソフトカプセルであるAMITIZA®のグローバル展開支援及び売上増加のための支援を継続することで、対象者において事業の潜在的価値の最大化を実現するための施策を推進していく予定です。

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、臨時株主総会（株式併合（以下に定義されます。）が行われる場合には、本臨時株主総会（以下に定義されます。））の開催を対象者に要請し、当該臨時株主総会において、公開買付者が指定する者が対象者の取締役の過半数を占めるように取締役を選任する予定ですが、選任される取締役、取締役全体の人数及び監査役の選任については、本書提出日現在において未定です。

なお、現時点において、公開買付者と対象者の合併は予定しておりません。

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

本公開買付価格及び本新株予約権の買付け等の価格の決定の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付者が対象者の役員である公開買付け、又は公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は子会社を対象者とする公開買付けではありません。

もっとも、公開買付者及び対象者の大株主が共通であること等に鑑み、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリースに基づくものです。）。

① 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を検討し、本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対象者普通株式の価値算定を依頼し、平成27年8月26日付で本株式価値算定書を取得致しました。GCAサヴィアンは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、対象者は、GCAサヴィアンから本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

GCAサヴィアンは、複数の算定手法の中から対象者普通株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、対象者がJASDAQに上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価する事が適切であるとの考えに基づき、対象者の将来の事業活動を算定に反映する目的から、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の価値算定を行っております。

GCAサヴィアンが前記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：1,170円～1,459円

DCF法：1,743円～2,032円

市場株価法では、平成27年8月25日を算定基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の算定基準日終値1,170円、過去1ヶ月間の出来高加重平均値1,459円、過去3ヶ月間の出来高加重平均値1,440円、過去6ヶ月間の出来高加重平均値1,406円を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,170円から1,459円までと算定しております。

DCF法では、対象者が作成した平成28年3月期から平成34年3月期までの事業計画における収益や投資計画、対象者へのインタビュー、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,743円から2,032円までと分析しております。割引率は7.6%～8.6%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は±1.0%として算定しております。

また、DCF法で前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益或いは減益となる事業年度が含まれております。平成28年3月期及び平成29年3月期において、対象者の主力製品であるAMITIZA[®]について、日本及び米国の市場における好調な売上と、平成29年3月期以降に一部の開発パイプライン（新薬候補）のライセンスアウトが成功した場合のマイルストーン収入を一定程度見込んでいることにより大幅な増益を見込んでおります。一方、平成33年1月に対象者の主力製品であるAMITIZA[®]の後発医薬品が米国市場に投入されることが見込まれており、その影響により平成34年3月期に大幅な減益を見込んでおります。なお、本取引の実行後の諸施策により実現が期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。一方、対象者は『取引先との関係強化を目的』に、特定投資株式としてSPIの普通株式2,485,150株を保有しておりますが、当該特定投資株式については、本取引の実行後はこれを保有する必要はなくなり、また、会社法の定めにより相当の時期の処分が求められるとも解されることから、DCF法の算定においては、当該特定投資株式を金融資産として、算定基準日時点の時価6,902百万円に基づいた価値を株式価値に含める計算を行っております。算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期	平成31年 3月期	平成32年 3月期	平成33年 3月期	平成34年 3月期
売上高	7,484	10,367	10,610	8,895	8,868	9,108	5,909
営業利益	2,300	3,800	4,416	4,470	4,318	4,182	1,818
EBITDA	2,356	3,854	4,471	4,527	4,377	4,243	1,880
フリー・キャッシュ・フロー	1,657	2,603	3,169	3,341	3,038	3,068	1,284

注：継続価値算定のベースとなるフリー・キャッシュ・フローは1,529百万円

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権に係る買付価格については、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第3回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1,475円との差額である425円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である170,000円と、第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第4回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1,475円との差額である425円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である170,000円と、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第5回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第6回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第6回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第7回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第7回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第8回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第8回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第9回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第9回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる

普通株式の数である1を乗じた金額である1,899円と、第10回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第10回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第11回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第11回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第12回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第12回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第13回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第13回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第14回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を本公開買付価格である1,900円と第14回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、それぞれ決定されていることから、本新株予約権については、第三者算定機関から算定書を取得しておらず、本新株予約権の買付け等の価格は、GCAサヴィアンが行った対象者普通株式の価値の算定の対象に含まれておりません。

② 対象者における第三者委員会の設置

対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年7月7日、対象者及び公開買付者からの独立性が高い、片山英二氏（弁護士）、谷津朋美氏（弁護士・公認会計士）及び野村智夫氏（公認会計士・税理士）から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していません。）、第三者委員会に対し、(a)対象者が、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考える理由に合理性があるか否か、(b)本取引（本公開買付けにおける買付条件を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本取引において、公正な手続を通じた一般株主の利益への十分な配慮がなされているか、並びに(d)本取引が対象者の少数株主に不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを囑託致しました。

第三者委員会は、平成27年7月7日より同年8月26日までの間に合計10回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、対象者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンから、公開買付者から提案を受けた本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容その他本取引の概要について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。また、第三者委員会は、対象者が対象者普通株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるGCAサヴィアンから、公開買付者の提案に係る本公開買付けにおける対象者普通株式1株及び各本新株予約権1個に対する買付け等の価格に対する第三者算定機関としての考え方及び対象者と公開買付者との間の当該価格に係る交渉状況に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格の妥当性について検討しました。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、意思決定に至る手続の公正性を検討しました。

前記の検討の結果、第三者委員会は、本取引は、典型的なMBOとは異なり、対象者の取締役のレベルでは利益相反的構造を生ずるものではないが、取引の対象会社である対象者と買付者側であるSPIの大株主のレベルでは利益相反的構造を有するものである上、大株主と売却者側である株主との間に情報の非対称性があることは否めないから、その意味で、本取引においてもMBOと同様に公正性を確保する要請が当てはまり、経済産業省から平成19年9月4日付で公表された「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収（MBO）に関する指針」（以下「MBO指針」といいます。）に準拠して判断を行いました。そして、(a)対象者が本取引を通じてSPIの完全子会社となりスキャンポの企業集団に属することにより、対象者が目下の課題としているグローバルに研究開発を進めるための体制及び人的リソースの拡充、臨床試験費用等の研究開発費用の資金調達力の向上等の効果が期待でき、他方で、上場維持のために要する負担やスキャンポとの利益相反リスクを低減することができ、機動的な経営判断が可能になることが見込まれることから、対象者が、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考える理由に不合理な点は認められず、(b)普通株式に係る本公開買付価格は、公開買付者との真摯な交渉の結果決定された価格であり、対象者が依頼した第三者評価機関であるGCAサヴィアンにより合理性の認められる方法で算定された価格の範囲内にあり、よって、普通株式に係る本公開買付価格は、対象者の株主にとって公正な価格であると認められること、本新株予約権に係る買付け等の価格は、公開買付者によれば、いずれも、普通株式1株あたりの本公開買付価格と同じ価格水準となるように、新株予約権の目的となる株式1株あたりの買付け等の価格を、普通株式1株あたりの本公開買付価格である1,900円から新株予約権の行使時の1株あたりの行使価額を控除した価格になるように決定されたとのことであり、よって、本新株予約権に係る買付け等の価格は、公正な価格であると認められること、また、本公開買付けの条件についてMBO指針に定められた適正性を担保する客観的状況を確保するための措置が講じられており、本公開買付けの条件も公正なものであると思料され、(c)対象者は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程において、意思決定

過程における恣意性を排除するために、MBO指針が求める措置に準じた手続が履行されており、よって、本取引は公正な手続により行われており、一般株主の利益への配慮がなされていると認められ、また、(d)本公開買付けの買付予定数の下限の設定において、上野氏、久能氏及びS&R Technology並びに対象者（自己株式）を除く株主及び新株予約権者（少数株主）が保有する株式数及び新株予約権の目的となる株式数の合計の過半数の応募が本公開買付けの成立の条件とされていること、本取引においては、少数株主に対しては本公開買付けを行う一方、大株主からはSPIが本公開買付け価格より低い価格で株式を相対取得するという方法がとられているが、少数株主からの買取価格である本公開買付け価格1,900円は、大株主に対して支払われる対価1,400円より35.71%（小数点以下第三位を四捨五入。）高い価格となっており、少数株主の利益が大株主との比較において相対的に確保されていること、本公開買付けの成立を条件として実行される金銭の交付（スクイーズアウト）時の対価は、本公開買付け価格と同一とされる予定とのことであるから、株式等売渡請求制度又は株式併合において少数株主には価格決定請求権（株式等売渡請求制度につき会社法第179条の8）や株式買取請求権（株式併合につき会社法第182条の4及び第182条の5）が確保されていることを併せ考慮すれば、本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主を平等に取り扱い、少数株主が本公開買付けの応募を強制されることを回避する措置が講じられていること等から、本公開買付けを含む本取引は、対象者の少数株主に不利益であるとは認められないと判断いたしました。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成27年8月26日に、対象者取締役会に対し、(a)対象者が、本取引が対象者の企業価値向上に資すると考える理由に合理性があると認められること、(b)本公開買付け価格は合理的なものであり、また、本公開買付け価格を含む本公開買付けの条件は公正なものであると認められ、本取引（本公開買付けにおける買付条件を含む。）の公正性が確保されていると認められること、(c)本取引は、公正な手続により行われており、一般株主の利益への配慮がなされていること、(d)本公開買付けを含む本取引が少数株主にとって不利益であるとは認められないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本答申書を提出致しました。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者から独立した法律事務所である西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、(i)本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii)本公開買付け価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主及び新株予約権者の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式及び新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断致しました。そこで平成27年8月26日開催の対象者の取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑤ SPIにおける財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得

SPIの取締役会は、その財務アドバイザーであるMoelis & Company LLCより、意見書を平成27年8月26日（米国東部時間25日）付で取得しております。当該意見書には、当該意見書に定められた条件及び制約のもと、同日付にて、(i)(x)発行済みの全ての対象者普通株式（対象者が自己株式として所有する対象者普通株式及び不応募合意株主が所有する対象者普通株式は除きます。）を1株当たり1,900円で現金を対価として取得すること及び(y)発行済みの全ての本新株予約権を提携契約に定められる価格で現金を対価として取得することを目的とした本公開買付け、(ii)株式譲渡契約の規定に基づき、SPIが米ドルを現金で支払うことにより行う、不応募合意株主が所有する対象者普通株式の1株当たり1,400円での取得、並びに(iii)対象者が公開買付者の完全子会社となり、かつ本公開買付において買い付けられなかった全ての本新株予約権を本公開買付における本新株予約権1個当たりの価格と同額で譲り受けることとなる、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの価格と同額での、対象者におけるスクイーズ・アウトの実施（以下、(i)、(ii)及び(iii)を「本買取」と総称します。）に際し、SPIにより支払われる対価は、財務的見地からSPIにとって公正である旨が記載されております。Moelis & Company LLCによるフェアネス・オピニオンは、専ら、SPIの取締役会が、本買取の評価にあたり、SPIの取締役

会として使用し、またその便益を享受するために作成されたものであり、株主その他の者に開示されること、又はこれらの者によって依拠されることは許容されておりません。Moelis & Company LLCのフェアネス・オピニオンは、SPI又は対象者のいかなる種類の有価証券の保有者、債権者その他の利害関係者に対する関係で、本買収又はそのいかなる側面若しくは含意、あるいは、これらの者に関連するその他の対価について、その公正性につき言及するものではありません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者又はその関係者のいずれも、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、前記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティによる買付予定の株券等の下限の設定

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を5,534,575株としており、応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。前記買付予定数の下限は、対象者が所有する自己株式を除いた希薄化後の総株式数から、本公開買付けによらずにSPIが取得する予定の応募対象外株式を控除した株式数（11,068,948株）の過半数に相当する株式数（5,534,575株）であり、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当します。このように、公開買付者は、対象者普通株式及び本新株予約権について、利害関係者以外の株主の過半数から応募が得られない場合には本公開買付けは行われなことをとし、対象者の株主及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様の意思を尊重しています。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

スキャンポは、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者をSPIの直接又は間接の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及び応募対象外株式取得により対象者普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、速やかに、以下の手続により、SPIが直接又は間接に対象者普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを企図しております。

具体的には、SPIは、本公開買付けの成立及び応募対象外株式取得の効力発生によりSPI及び公開買付者が所有する対象者の議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の90%以上に至った場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（SPI、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権の新株予約権者（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といい、株式売渡請求と併せて「株式等売渡請求」と総称します。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（SPI、公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定であり、また、新株予約権売渡請求においては、第3回新株予約権乃至第14回新株予約権各1個当たりの対価として、本公開買付けにおける第3回新株予約権乃至第14回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を対象者の本新株予約権の新株予約権者（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、SPIは、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主及び本新株予約権の新株予約権者の個別の承諾を要することなく、SPIは、当該株式等売渡請求において定めた取得日をもって、①対象者の株主（SPI、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員が所有する対象者普通株式の全部及び②対象者の本新株予約権の新株予約権者（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員が所有する本新株予約権の全部を取得します。当該対象者の株主又は当該本新株予約権の新株予約権者の所有していた対象者普通株式又は本新株予約権の対価として、SPIは、①当該対象者の株主に対し、対象者普通株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、②当該各新株予約権者に対し、第3回新株予約権乃至第14回新株予約権各1個当たり本公開買付けにおける第3回新株予約権乃至第14回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、SPIより株式等売渡請求がなされた場合には、対価の相当性、対価の交付の見込み、取引条件等を踏まえて、当該株式等売渡請求が、対象者普通株式を売り渡す株主及び第3回新株予約権乃至第14回新株予約権を売り渡す新株予約権者の利益に配慮したも

のであり、株式等売渡請求の条件等が適正であると判断したときには、対象者の取締役会にてかかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立及び応募対象外株式取得の効力発生によりSPI及び公開買付者が所有する議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の90%以上に至らなかった場合には、SPI及び公開買付者は、対象者普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、SPI及び公開買付者は、本臨時株主総会において前記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（SPI、公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本書提出日において未定ですが、SPI及び公開買付者で、対象者普通株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（SPI及び公開買付者を除きます。）の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、株式等売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主及び本新株予約権の新株予約権者は、その有する対象者普通株式及び本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

前記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後のSPI又は公開買付者の株券等所有割合及びSPI及び公開買付者以外を対象者普通株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（SPI、公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける第3回新株予約権乃至第14回新株予約権のそれぞれの買付け等の価格に当該本新株予約権の新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式等売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式及び本新株予約権（株式併合については対象者普通株式）の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立及び応募対象外株式取得によりSPI及び公開買付者が所有する議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の90%以上に至らなかった場合であって、本公開買付けにより本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却その他完全子会社化に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、SPIは、その後、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続に従って、対象者が所有する自己株式を除く対象者普通株式の全てを直接又は間接に取得することを企図しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

SPIは、平成27年8月26日付で、不応募合意株主との間で、不応募合意株主は、応募対象外株式の全てを不応募合意株主がSPIに対して譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）、応募対象外株式の全てを譲渡等（本

公開買付けに対する応募を含む。)しないこと(本株式譲渡を除く。)等を定めた株式譲渡契約を締結しております。その概要は以下のとおりです。

① 株式譲渡契約

(a) 本株式譲渡

本公開買付けの決済の開始日において、不応募合意株主は、応募対象外株式の全てをSPIに対して譲渡し、SPIは、応募対象外株式の全てを不応募合意株主から譲り受ける。かかる不応募合意株主の義務は、SPIによる表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること(本株式譲渡を妨げない表明及び保証の違反を除く。)、SPIが株式譲渡契約上の義務を重要な点において履行していること(本株式譲渡を妨げない義務違反を除く。)、及び本株式譲渡を妨げるような差止め等が継続していないことを前提条件とし、また、かかるSPIの義務は、本公開買付けの決済が完了することを前提条件(株式譲渡契約における通例的な前提条件を含む。)とする。

(注1) 株式譲渡契約において、SPIは、不応募合意株主に対し、(a)存続及び権限、(b)授權、(c)契約の締結及び強制執行可能性、(d)許認可等の取得、並びに(e)法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っている。

(注2) 株式譲渡契約において、SPIは、不応募合意株主に対し、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務及び契約上の権利義務の譲渡禁止義務を負っている。

(b) 応募対象外株式の譲渡等の禁止(本株式譲渡を除く。)

不応募合意株主は、本株式譲渡を除き、応募対象外株式の全てについて、譲渡、移転その他の処分(本公開買付けに対する応募を含む。)、又は担保の設定を行わない。

② 提携契約

また、公開買付者は、SPIと共に、平成27年8月26日付で、対象者との間で、対象者が本公開買付けに関して賛同を表明すること等を定めた提携契約を締結しております。その概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携の内容

公開買付者と対象者は、日本を含むグローバル市場における大きな成長を推進できるようなバイオ医薬品グループを設立するため、戦略的事業提携(その具体的な内容としては、前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者の課題及び本取引の意義」の(i)から(iii)までに記載した内容と同様の内容を含む。)を行う。

(b) 対象者による賛同

対象者は、第三者委員会の推奨を得た上で、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行う旨取締役会で決議をし、かかる意見表明を行い、かかる意見を撤回しない。また、対象者は、第三者委員会の推奨を得た上で、本公開買付けの決済後に行われる非公開化取引に賛同する意向を表明する旨取締役会で決議をし、かかる意向を表明し、かかる意向を撤回しない。但し、対象者は、本公開買付けの買付条件を上回る金銭を対価とする対象者普通株式及び本新株予約権を対象とする公開買付けが開始され、かつ、対象者の定評ある法務アドバイザーの意見に基づき、かかる意見又は意向を撤回又は変更しなければ、対象者の取締役の善管注意義務違反に該当することが合理的に予見される場合その他の条件を充足した場合には、かかる意見又は意向を撤回又は変更することができる。

(c) 誓約事項

対象者は、提携契約締結日から本公開買付けの決済後に行われる非公開化取引が終了するまでの間、過去の業務と同様に通常の業務の範囲内で業務を行い、事業上の重要な要素を維持するよう合理的な努力を行う(現在の役員及び重要な従業員が継続して業務を行うようにすること、重要な仕入先、顧客、又は行政機関との関係その他の重要な業務上の関係を維持することを含む。)。対象者は、提携契約締結日から本公開買付けの決済後に行われる非公開化取引が終了するまでの間、公開買付者の書面による承諾を得ない限り、(i)対象者の株式その他の証券又は対象者の株式その他の証券に転換可能な証券の売却、発行、付与、担保権設定若しくは移転、又はこれらの承認(但し、本新株予約権に係る新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについての承認を除く。)、(ii)従業員給付制度の新設若しくは採用、又は通常の業務の範囲を超える従業員の賃金等の増加、(iii)新規の従業員の採用(年間給与及び福利厚生費が2,480万円を超えない地位の者等を除く。)(iv)役職員又はコンサルタントとの間での支配権の移転、退職金、賞与又はリテンションに関する契約の締結、(v)労働団体や労使協議会との間での労働協約その他の合意、(vi)重要な資本支出、(vii)重要な権利又は資産についてのライセンス、取得、処分、又は担保権の設定(通常の業務の範囲の在庫の売却及び余剰資産等の処分は除く)、(viii)重要な契約に基づく重要な権利の修正若しくは放棄、又は新規の重要な契約の締結、(ix)新規事業の開始(創業、前臨床研究又は臨床開発の開始を含む。))又は既存事業の中止、(x)重要な会計方針の変更や重要な租税選択、(xi)法的手続の

開始又は終了、(xii)法第166条第1項又は法第167条第1項のインサイダー取引規制の対象となる事実該当するような行為又は決定、(xiii)配当その他の剰余金の処分の決定又は実施、(xiv)本公開買付けに応募された本新株予約権の譲渡を承認する旨の取締役会決議の撤回、(xv)通常の業務の範囲を超える有利子負債等の負担又は対象者の財産若しくは資産に対する担保権の設定、(xvi)公開買付関係書類の修正若しくは変更、又は公開買付期間の延長が必要となるような行為・措置、及び(xvii)前記(i)から(xvi)までの行為の承認、又は前記(i)から(xvi)までの行為を行う旨の合意若しくは確約を行わない。

対象者は、本公開買付けの成立を条件として、(i)本公開買付けの決済後に行われる非公開化取引の完了のために必要な全ての合理的な行動を行い、(ii)買付者の合理的な要請に従い、買付者が指定する者を対象者の取締役として指名し、また、(iii)本公開買付けの決済後に行われる非公開化取引に関するコミュニケーションに関連して買付者又はその代理人が合理的に求める情報及び協力を提供する。

SPIは、本公開買付けの決済完了後、創業及び製品候補の統合的ポートフォリオの構築を目的として、対象者の経営陣と協議の上、SPIのプロセス及び実務に従い、創業及び臨床開発に関するプログラム審査を行う。

(d) 終了事由

提携契約は、本公開買付けが撤回された場合、又は本公開買付けにおいて応募株券等の合計が買付予定数の下限に満たない場合には終了する。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年8月27日（木曜日）から平成27年10月13日（火曜日）まで（30営業日）
公告日	平成27年8月27日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金1,900円
新株予約権証券	第3回新株予約権 1個につき 金170,000円 第4回新株予約権 1個につき 金170,000円 第5回新株予約権 1個につき 金379,800円 第6回新株予約権 1個につき 金379,800円 第7回新株予約権 1個につき 金379,800円 第8回新株予約権 1個につき 金379,800円 第9回新株予約権 1個につき 金1,899円 第10回新株予約権 1個につき 金379,800円 第11回新株予約権 1個につき 金189,900円 第12回新株予約権 1個につき 金189,900円 第13回新株予約権 1個につき 金189,900円 第14回新株予約権 1個につき 金189,900円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	① 普通株式 公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料及び対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者普通株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年8月25日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値(1,170円)並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(1,510円、1,460円及び1,430円。それぞれ小数点以下を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じ。)の推移を参考にいたしました。さらに、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、不応募合意株主及び対象者との協議及び交渉を経て、平成27年8月26日に本公開買付価格を1,900円と決定いたしました。また、SPIの取締役会は、その財務アドバイザーであるMoelis & Company LLCより、意見書を平成27年8月26日(米国東部時間25日)付で取得しております。当該意見書には、当該意見書に定められた条件及び制約のもと、同日付にて、本買収に際し、SPIにより支払われる対価は、財務的見地からSPIにとって公正である旨が記載されております。Moelis & Company LLCによるフェアネス・オピニオンは、専ら、SPIの取締役会が、本買収の評価にあたり、SPIの取締役会として使用し、またその便益を享受するために作成されたものであり、株主その他の者に開示されること、又はこれらの者によって依拠されることは許容されておられません。Moelis & Company LLCのフェアネス・オピニオンは、SPI又は対象者のいかなる種類の有価証券の所有者、債権者その他の利害関係者に対する関係で、本買収又はそのいかなる側面若しくは含意、あるいは、これらの者に関連するその他の対価について、その公正性につき言及するものではありません。 なお、本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成27年8月25日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値1,170円に対して62.39%、過去1ヶ月間の終値単純平均値1,510円に対して25.83%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,460円に対して30.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,430円に対して32.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成27年8月26日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値1,278円に対して48.67%のプレミアムを加えた価格となっております。公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していません。

② 新株予約権

本新株予約権は、いずれも本書提出日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第3回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1,475円との差額である425円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である170,000円と、第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第4回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1,475円との差額である425円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である400を乗じた金額である170,000円と、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第5回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第6回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第6回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第7回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第7回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第8回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第8回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第9回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第9回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1を乗じた金額である1,899円と、第10回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第10回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である200を乗じた金額である379,800円と、第11回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第11回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第12回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第12回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第13回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第13回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、第14回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である1,900円と第14回新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額1円との差額である1,899円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である189,900円と、それぞれ決定いたしました。公開買付者は、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していません。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされており、また、本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについても、対象者から承認を得る必要があります。対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡するための譲渡承認請求（新株予約権割当契約変更申込みを含みます。以下同じ。）が対象者に対してなされた場合には、譲渡承認（新株予約権割当契約変更を含みます。以下同じ。）を行うこととし、対象者取締役である眞島氏又は林直氏に対して、個々の譲渡承認請求の都度に応じて譲渡承認を行うことをそれぞれ授權することを審議及び決議したとのことです（眞島氏及び林直氏は、それぞれが所有する本新株予約権に係る上記審議及び決議については、特別の利害関係があるため、参加していないとのことです。）。

算定の経緯	スキャンポの経営陣は、対象者の買収の可能性等について慎重に検討を重ねて参りましたが、平成27年4月上旬、SPIの取締役会の監査委員会（スキャンポの関連当事者間取引を監督することなどを目的とした委員会です。）に本取引実行の承認を要求し、平成27年4月20日に、監査委員会による承認がなされるに至りました。これを受けて、平成27年4月22日に、SPIの最高経営責任者であるピーター・グリーンリーフ（Peter Greenleaf）氏は、本取引の条件案の概要を記載したレターを、対象者の代表取締役社長である眞島氏宛に送付しました。当該レターには、本公開買付価格の暫定額（1株当たり1,782円）等が記載されていました。平成27年5月22日に、SPIの経営陣幹部のうち2名ーピーター・グリーンリーフ氏及び同社の最高科学責任者であるピーター・キーナー（Peter Kiener）氏ーが眞島氏並びに対象者のその他の役員と面会し、本取引に引き続き関心を寄せていることを表明するとともに、本取引の実行による相互の利益を提示しました。平成27年5月29日に、対象者は、眞島氏からグリーンリーフ氏及びキーナー氏宛のレターにおいて、本取引の検討への関心を表明し、本取引に関する指導及び助言等を行う第三者委員会の必要性を述べました。 続いて、スキャンポは、平成27年6月末から8月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、また、主にそれぞれの財務及び法務アドバイザーを通じて、対象者との間で多数回にわたって、本公開買付価格を含めて本取引に関して協議及び交渉を重ねました。かかる協議及び交渉においては、対象者からは、本公開買付けと同種の公開買付事例において付されたプレミアムなどを踏まえて、本公開買付価格は市場価格に対して十分なプレミアムを付した金額とすべきとの主張がなされ、これに対して、スキャンポからは、対象者の事業分析を踏まえて、前記の本公開買付価格の暫定額（1株当たり1,782円）を本公開買付価格とすべきとの主張がなされました。かかる交渉を経て、対象者は、平成27年7月17日、不応募合意株主に支払う対価と少数株主に支払う対価との間に、可能な限り差を設けるようスキャンポに提案しました。すなわち、対象者は、少数株主に対しては十分なプレミアムを付したより高い価格の支払いを行う一方、不応募合意株主に対しては、少数株主よりも低い対価を支払うことを提案しました。その理由として、対象者は、少数株主は、本取引により対象者の株主ではなくなる一方、不応募合意株主は、対象者の株主であり、かつSPIの株主であることから、本取引後もSPIの株主としてシナジーを享受できる立場にあるため、買主側の立場において、少数株主の利益に配慮する必要がある旨を主張しました。これに対して、スキャンポは、これらの提案及び主張を検討するとともに、不応募合意株主との間で、低い価格での応募対象外株式の取得についての協議・交渉を重ねました。 その後、スキャンポは、不応募合意株主が低い価格で応募対象外株式の売却について同意することを確認した後、平成27年7月31日、不応募合意株主以外の少数株主に対しては公開買付けを行う一方、不応募合意株主からは、SPIが、公開買付け外で公開買付価格より低い価格により対象者普通株式を相対取得するという新たなストラクチャーを提案しました。そして、その後の協議・交渉を踏まえ、スキャンポは、平成27年8月21日、対象者に対し、本公開買付価格を1,850円とすることを提案いたしましたが、これに対し、翌々日の同月23日に、対象者は、平成27年8月21日付の対象者普通株式の終値である1,357円に対して約40%のプレミアムを付した金額（1株当たり1,900円）を、最終的な本公開買付価格としてスキャンポに提案しました。なお、本公開買付価格は、不応募合意株主以外の少数株主に対して支払われる対象者普通株式1株当たりの対価であって、SPIが相対取得に際して不応募合意株主に対して支払う対象者普通株式1株当たりの対価は1,400円となります（本公開買付価格は、不応募合意株主に対して支払われる対象者普通株式1株当たりの対価より35.71%高い価格となっております。）。かかる協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成27年8月26日、本公開買付価格を1,900円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。 また、本新株予約権の買付け等の価格については、本新株予約権はいずれも本書提出日現在において対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っていることを踏まえ、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり、本公開買付価格である1,900円と各本新株予約権の対象者普通株式1株当たりの行使価額との差額とすることに決定いたしました。
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,068,948 (株)	5,534,575 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,534,575株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(5,534,575株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(11,068,948株)を記載しております。当該最大数は、(i)対象者四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の発行済株式総数(19,312,300株)に、(ii)対象者第26期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の第3回新株予約権(403個)、第4回新株予約権(12個)、第5回新株予約権(200個)、第6回新株予約権(17個)、第7回新株予約権(200個)、第8回新株予約権(42個)、第9回新株予約権(9,900個)、第10回新株予約権(27個)、第11回新株予約権(140個)及び第12回新株予約権(130個)並びに対象者四半期報告書に記載された平成27年7月8日現在の第13回新株予約権(137個)及び第14回新株予約権(153個)から、平成27年6月30日までに消滅した本新株予約権(対象者によれば、平成27年6月30日までに、第12回新株予約権5個が消滅したとのことです。)を除いた数の本新株予約権(第3回新株予約権403個、第4回新株予約権12個、第5回新株予約権200個、第6回新株予約権17個、第7回新株予約権200個、第8回新株予約権42個、第9回新株予約権9,900個、第10回新株予約権27個、第11回新株予約権140個、第12回新株予約権125個、第13回新株予約権137個及び第14回新株予約権153個)の目的となる対象者普通株式の数(328,600株)を加えた株式数(19,640,900株)から、(iii)対象者四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(52株)及び応募対象外株式(8,571,900株)を控除した株式数(11,068,948株)です。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	110,689
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	3,286
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年8月27日現在）（個）(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年8月27日現在）（個）(g)	85,719
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成27年6月30日現在）（個）(j)	193,103
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合(a/j) (%)	56.36
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（11,068,948株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者第26期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の第3回新株予約権（403個）、第4回新株予約権（12個）、第5回新株予約権（200個）、第6回新株予約権（17個）、第7回新株予約権（200個）、第8回新株予約権（42個）、第9回新株予約権（9,900個）、第10回新株予約権（27個）、第11回新株予約権（140個）及び第12回新株予約権（130個）並びに対象者四半期報告書に記載された平成27年7月8日現在の第13回新株予約権（137個）及び第14回新株予約権（153個）から、平成27年6月30日までに消滅した本新株予約権（対象者によれば、平成27年6月30日までに、第12回新株予約権5個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権（第3回新株予約権403個、第4回新株予約権12個、第5回新株予約権200個、第6回新株予約権17個、第7回新株予約権200個、第8回新株予約権42個、第9回新株予約権9,900個、第10回新株予約権27個、第11回新株予約権140個、第12回新株予約権125個、第13回新株予約権137個及び第14回新株予約権153個）の目的となる対象者普通株式の数（328,600株）の議決権の最大数（3,286個）を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年8月27日現在）（個）(g)」は、特別関係者であるSPIが株式譲渡契約に基づく引渡請求権を有する応募対象外株式に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成27年6月30日現在）（個）(j)」は、対象者四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の発行済株式総数（19,312,300株）に、(ii)対象者第26期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の第3回新株予約権（403個）、第4回新株予約権（12個）、第5回新株予約権（200個）、第6回新株予約権（17個）、第7回新株予約権（200個）、第8回新株予約権（42個）、第9回新株予約権（9,900個）、第10回新株予約権（27個）、第11回新株予約権（140個）及び第12回新株予約権（130個）並びに対象者四半期報告書に記載された平成27年7月8日現在の第13回新株予約権（137個）及び第14回新株予約権（153個）から、平成27年6月30日までに消滅した本新株予約権（対象者によれば、平成27年6月30日までに、第12回新株予約権5個が消滅したとのことです。）を除いた数の本新株予約権（第3回新株予約権403個、第4回新株予約権12個、第5回新株予約権200個、第6回新株予約権17個、第7回新株予約権200個、第8回新株予約権42個、第9回新株予約権9,900個、第10回新株予約権27個、第11回新株予約権140個、第12回新株予約権125個、第13回新株予約権137個及び第14回新株予約権153個）の目的となる対象者普通株式の数（328,600株）を加えた株式数（19,640,900株）から、(iii)対象者四半期報告書に記載された平成27年6月

30日現在の対象者が所有する自己株式数（52株）を控除した株式数（19,640,848株）に係る議決権の数（196,408個）を分母として計算しています。

（注5） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

（1）【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付して下さい。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

③ 株式の応募の受付にあたっては、応募株主等（本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした対象者の株主及び本新株予約権の新株予約権者をいいます。以下同じです。）が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

④ 本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。なお、野村ネット&コールにおいては、新株予約権の応募の受付は行いません。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主及び新株予約権者（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

⑦ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われなかったこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

おもな本人確認書類

個人

＜発行から6ヶ月以内の原本＞

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

＜有効期限内の原本＞

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意下さい。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人

登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主

外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続き下さい。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続き下さい。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト

（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行って下さい。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行って下さい。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付して下さい。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	37,317,611,200
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	37,472,611,200

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(11,068,948株)及び応募対象外株式の数(8,571,900株)の合計数(19,640,848株)に1株当たりの本公開買付価格(1,900円)を乗じた金額を記載しています。なお、不応募合意株主が応募対象外株式について本公開買付けに応募しない場合において、応募対象外株式を除く対象者普通株式(自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全ての買付け等を行う場合の、買付代金(円)は、21,031,001,200円となります。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) 前記金額には消費税等は含まれていません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
医薬品開発販売業	Sucampo Pharmaceuticals, Inc. (4520 East-West Highway, 3rd Floor Bethesda, MD 20814)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注）	37,480,000
計(c)			37,480,000

（注１） 公開買付者は、前記金額の融資の裏付けとして、その完全親会社であるSPIから、37,480,000千円に相当する米ドル建ての金額（以下「総インターカンパニーローン枠」といいます。）を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

（注２） 公開買付者の完全親会社であるSPIは、前記融資を行うに当たり、Jefferies Finance LLCから、250,000,000米ドル（以下「Jefferies融資枠」といいます。）を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。また、公開買付者は、その完全親会社であるSPIが、総インターカンパニーローン枠及びJefferies融資枠の差額を補填するに足る十分な手元現預金を有していることを確認しております。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

37,480,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成27年10月20日（火曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株式を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,534,575株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,534,575株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事実為準る事実、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

- (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】
 公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。
- (6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】
 訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。
- (7) 【公開買付けの結果の開示の方法】
 本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

- (1) 【会社の概要】
 ① 【会社の沿革】

年月	事項
平成14年9月	株式会社スキャンポファーマ設立
平成23年6月	株式会社スキャンポアーゲージャパンを吸収合併
平成26年12月	スキャンポファーマ合同会社に組織変更

- ② 【会社の目的及び事業の内容】
 1) 会社の目的
 次の事業を営むことを目的とする。
 1. 医薬品、化学薬品、化粧品の開発及び研究並びにそのコンサルタント業務
 2. 特許権及び商標権の実施許諾
 3. 特許管理に関するコンサルタント業務
 4. 医薬品、化学薬品、化粧品の製造、販売及び輸出入
 5. 医薬品の製造販売業
 6. 上記各号に付帯する一切の業務
- 2) 事業の内容
 医薬品の研究開発並びに特許権及び商標権の実施許諾業務

- ③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年8月27日現在

資本金の額	発行済株式の総数
229,000,000円	—

④【大株主】

平成27年8月27日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
Sucampo AG	スイス国ツーク市バーレルストラッセ22	—	—
計	—	—	—

(注) Sucampo AGが所有する公開買付者の持分の割合は100%です。

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年8月27日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表職務執行者	—	中田 美佐子	昭和43年3月6日	平成14年9月 (株)スキャンボファーマ入社 平成15年9月 (株)スキャンボファーマ取締役就任 (CIP0兼務) 平成16年6月 (株)スキャンボファーマ代表取締役就任 (CIP0兼務) 平成26年12月 スキャンボファーマ合同会社代表職務執行者 兼 CIP0 (現任)	—
職務執行者	—	井上 雅勝	昭和28年2月14日	平成20年12月 (株)スキャンボファーマ入社 (経理・総務部長) 平成25年3月 (株)スキャンボファーマ取締役就任 平成26年12月 スキャンボファーマ合同会社職務執行者就任 (経理・総務部長) (現任)	—
計					—

(2)【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

①【貸借対照表】

スキャンポファーマ合同会社

(単位：円)

平成26年12月31日現在	
(資産の部)	
[流動資産]	
預金	434,563,212
売掛金	150,771,848
未収金	23,500,377
前払費用	3,467,081
前払金	2,037,864
その他	701,190
流動資産合計	615,041,572
[固定資産]	
(有形固定資産)	
建物附属設備	7,895,860
機械装置	1,100,277
器具備品	3,311,805
有形固定資産合計	12,307,942
(無形固定資産)	
ソフトウェア	1,322,640
無形固定資産合計	1,322,640
(投資その他の資産)	
保証金	9,762,672
敷金	10,301,760
長期繰延税金資産	68,454,555
投資その他の資産合計	88,518,987
固定資産合計	102,149,569
資産合計	717,191,141
(負債の部)	
[流動負債]	
未払金	8,952,569
未払法人税等	7,133,279
未払費用	67,079,744
繰延税金負債	10,451,220
前受金	70,792,919
預り金	3,295,259
流動負債合計	167,704,990
負債合計	167,704,990
(純資産の部)	
[株主資本]	
資本金	299,000,000
(資本剰余金)	
資本準備金	249,000,000
その他資本剰余金	95,000,000
資本剰余金合計	344,000,000
(利益剰余金)	
その他利益剰余金	△93,513,849
繰越利益剰余金	△93,513,849
利益剰余金合計	△93,513,849
株主資本合計	549,486,151
純資産合計	549,486,151
負債・純資産合計	717,191,141

②【損益計算書】

スキャンポファーマ合同会社

(単位：円)

	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	
[売上高]		
売上高		581,237,729
売上総利益		581,237,729
[販売費及び一般管理費]		
給与手当	130,434,216	
賞与	8,639,800	
退職給付費用	180,000	
雑給	18,903,826	
法定福利費	17,580,649	
福利厚生費	1,526,965	
旅費交通費	4,729,025	
通信費	2,721,604	
減価償却費	3,047,879	
地代家賃	21,686,407	
保険料	1,609,367	
水道光熱費	2,952,248	
管理費	4,457,160	
消耗器具備品費	1,191,132	
租税公課	4,021,728	
事務用品費	1,408,805	
支払手数料	23,022,669	
研究開発費	304,433,238	
その他	2,960,674	555,507,392
営業利益		25,730,337
[営業外収益]		
受取利息	3,524,071	
為替差益	156,751,937	
雑収入	40,500,516	200,776,524
[営業外費用]		
支払利息		4,598,355
経常利益		221,908,506
[特別損失]		
固定資産除却損	20,008	
減損損失	4,568,216	4,588,224
税引前当期純利益		217,320,282
法人税、住民税及び事業税	17,667,379	
法人税等調整額	87,288,997	104,956,376
当期純利益		112,363,906

③【株主資本等変動計算書】

スキャンポファーマ合同会社

自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日

(単位：円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	299,000,000	249,000,000	95,000,000	344,000,000	△205,877,755
当期変動額					
当期純利益					112,363,906
当期変動額合計	—	—	—	—	112,363,906
当期末残高	299,000,000	249,000,000	95,000,000	344,000,000	△93,513,849

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	△205,877,755	437,122,245	437,122,245
当期変動額			
当期純利益	112,363,906	112,363,906	112,363,906
当期変動額合計	112,363,906	112,363,906	112,363,906
当期末残高	△93,513,849	549,486,151	549,486,151

個別注記表

スキャンポファーマ合同会社

自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する資産及び負債

売掛金 150,771千円 前受金 70,792千円

減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額 13,662千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する収益及び費用

売上高 581,237千円

研究開発費の額 304,433千円

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年8月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	85,719 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	85,719	—	—
所有株券等の合計数	85,719	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年8月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成27年8月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	85,719 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	85,719	—	—
所有株券等の合計数	85,719	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成27年8月27日現在)

氏名又は名称	Sucampo Pharmaceuticals, Inc.
住所又は所在地	4520 East-West Highway, 3rd Floor Bethesda, MD 20814 United States
職業又は事業の内容	胃腸疾患、眼疾患及び腫瘍による炎症性疾患治療のための一般用医薬品の研究及び開発
連絡先	連絡者 スキャンポファーマ合同会社 職務執行者 井上 雅勝 連絡場所 大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号 電話番号 06-6343-9181
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

(平成27年8月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	85,719 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	85,719	—	—
所有株券等の合計数	85,719	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) SPIが株式譲渡契約に基づく引渡請求権を有する応募対象外株式に係る議決権の数の合計を記載しております。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

SPIは、平成27年8月26日付で、不応募合意株主との間で、不応募合意株主が所有する応募対象外株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、及び、応募対象外株式の全てを不応募合意株主がSPIに対して譲渡する旨を定めた株式譲渡契約を締結しております。

前記株式譲渡契約の概要は前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりです。

また、平成27年5月19日提出の不応募合意株主の対象者普通株式に関する大量保有報告書の変更報告書によれば、各不応募合意株主は、平成27年4月14日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、平成27年4月14日から平成27年10月18日に終了する期間（以下「譲渡禁止期間」といいます。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として対象者普通株式の売却等を行わない旨合意しておりますが、株式譲渡契約に基づく応募対象外株式のSPIに対する譲渡予定日である本公開買付けの決済日（現時点では平成27年10月20日を予定しております。）までに、譲渡禁止期間は満了する予定です。なお、不応募合意株主によれば、各不応募合意株主は、株式譲渡契約に基づく応募対象外株式のSPIに対する譲渡について同意する旨の同意書を、平成27年8月25日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得したとのことです。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

SPIは、不応募合意株主との間で、応募対象外株式の全てを不応募合意株主がSPIに対して、平成27年8月26日付で譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております。その概要は前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりです。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の理由により、対象者は、平成27年8月26日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

(2) 公開買付者と対象者との間の合意の内容

公開買付者及び対象者は、提携契約を締結しており、この契約に基づき、対象者は公開買付者による本公開買付けに関して賛同を表明することを合意しております。その概要は前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおりです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場						
月別	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月
最高株価（円）	1,950	2,324	1,358	1,433	1,550	1,668	1,665
最低株価（円）	1,475	1,305	1,178	1,196	1,308	1,301	1,087

（注）平成27年8月については、8月26日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出
事業年度 第26期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第27期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月12日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アールテック・ウエノ
(東京都千代田区内幸町一丁目1番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。